



# 本局庁舎前庭等管理業務仕様書

交通局事業管理部総務課

## 1 業務名

本局庁舎前庭等管理業務

## 2 管理対象区域

- (1) 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局本局庁舎敷地内
- (2) 札幌市清田区北野4条5丁目4番50号 北野倉庫敷地内

## 3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年3月31日まで

## 4 目的

本局庁舎敷地内及び北野倉庫の樹木、芝生、草花等の良好な育成、維持を図り、庁舎等周辺の自然環境の保全、環境美化の劣化抑制を期することを目的とする。

## 5 庭の規模等

別図のとおり

## 6 業務内容

- (1) 芝刈り
- (2) 芝施肥（肥料込み）
- (3) 花壇草花植え込み
- (4) 樹木管理
- (5) 清掃
- (6) 冬囲い
- (7) 屋上の除草
- (8) 廃棄物処理

### 【詳細】

項目	仕様	対象・数量	回	摘要	
1 芝刈り	機械刈り（本局庁舎）	1,862 m <sup>2</sup>	2	着手日～9月の間に2回	
	機械刈り（北野倉庫）	1,393 m <sup>2</sup>	1	着手日～8月上旬に1回	
	草刈り後の集草、清掃含む				
2 芝施肥（肥料込み）	芝施肥	1,862 m <sup>2</sup>	1	着手日～9月の間に1回	
3 花壇草花植え込み	人力除草	20 m <sup>2</sup>	1	着手日～9月の間に1回	
4 樹木管理	低木剪定（刈り込み）	寄植え剪定（刈り込み）	280 m <sup>2</sup>	1	
	中木剪定（刈り込み）	球形剪定樹高（樹高 100～200cm）	10 本	1	
	樹木病害虫駆除	寄せ植え	280 m <sup>2</sup>	1	
	樹木病害虫駆除	45cm 未満	70 本	1	

項目	仕様	対象・数量	回	摘要
越境樹木剪定	隣地に接触している樹木の伐採・剪定	4本	1	
	伐採・剪定後の収集、清掃含む			
5 清掃				
	落葉清掃（春）	2,142 m <sup>2</sup>	1	
	落葉清掃（秋）	2,142 m <sup>2</sup>	2	9月～11月の間に2回
6 冬囲い				
冬囲い(1)	D2 h=0.9 W=0.6 縄のみ	460本	1	11月～12月上旬
冬囲い撤去（工賃のみ）	縄巻き	460本	1	3月中旬～3月下旬
冬囲い(2)	H h=0.9 W=0.6 根曲竹	200本	1	11月～12月上旬
冬囲い撤去（工賃のみ）	竹類支柱	200本	1	3月中旬～3月下旬
7 屋上の除草	除草剤散布（屋上）	一式	1	教習所を除く
8 廃棄物処理	廃棄物処理	一式	1	5.6t程度

## 7 結果報告

業務等の結果は業務報告書（様式1）及び業務写真によって各期の終了のつど報告し、承認を得ること。

## 8 委託料の支払方法

委託料の支払いについては、業務期間を3期に区切り、その業務量に応じた3回払いとする。なお、端数については、1回目で調整する。

	支払対象期間	支払比率
第1期	契約書に示す着手の日～9月30日	40%
第2期	10月1日～12月31日	40%
第3期	1月1日～3月31日	20%

## 9 提出書類

業務着手届（様式2）、業務主任者経歴書、業務工程書、業務報告書（様式1）、業務写真、業務完了届（様式3）

なお、業務報告書（様式1）、業務写真、業務完了届（様式3）は、各期の終了のつど提出すること。

## 10 廃棄物等の取扱い

刈り草、木くず、剪定枝等については、以下のいずれかの処理施設で処理することとする。

なお、本業務に付帯して発生する伐採物等の処理は、事業系一般廃棄物（伐採物・抜根等限定）の収集運搬業許可が必要である。

- (1) ごみ資源化工場（札幌市北区篠路町福移 153 番地 011-791-6770）
- (2) 篠路破碎工場（札幌市北区篠路町福移 153 番地 011-791-2516）
- (3) 駒岡清掃工場・破碎工場（札幌市南区真駒内 602 番地 011-582-9733）
- (4) 発寒清掃工場・破碎工場（札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 011-667-5311）

(5) 白石清掃工場（札幌市白石区東米里 2170 番地 1 011-876-1710）

(6) (株)ばんけいリサイクルセンター定山溪環生舎（札幌市南区定山溪 896 番地 3 011-595-2111）

## 11 その他

- (1) 業務の実施に必要な工具、器具及び材料等消耗品は、受託者の負担とする。
- (2) 業務に使用する材料は、事前に委託者に報告すること。
- (3) 作業日程等は、事前に委託者と調整を図ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、相互に誠意をもって協議するものとする。
- (5) 業務遂行にあたっては、環境に関する法令等の遵守を徹底すること。

## 12 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、業務に従事するものに本市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、本市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

[担当：交通局事業管理部総務課庶務係 能代谷 Tel.896-2708]

前庭管理総面積 2,142㎡

- 芝生面積 790㎡
- 刈込面積 280㎡
- 花壇面積 20㎡



自家菜設置,  
花壇廃止により  
1,862㎡にて  
変更

自家菜設置  
場所 ←

コンクリート型

設置所

ガラスドア

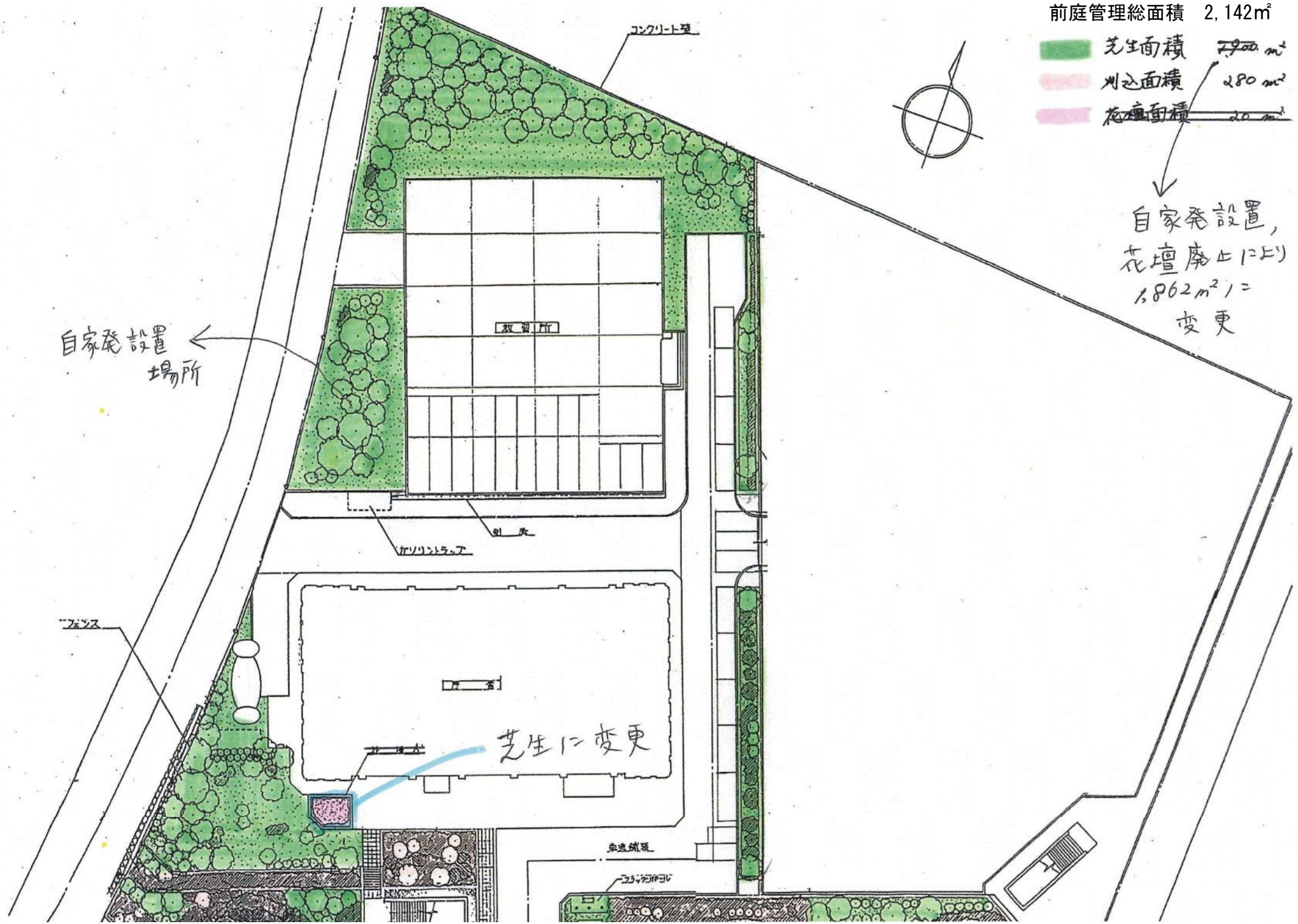
排水

フェンス

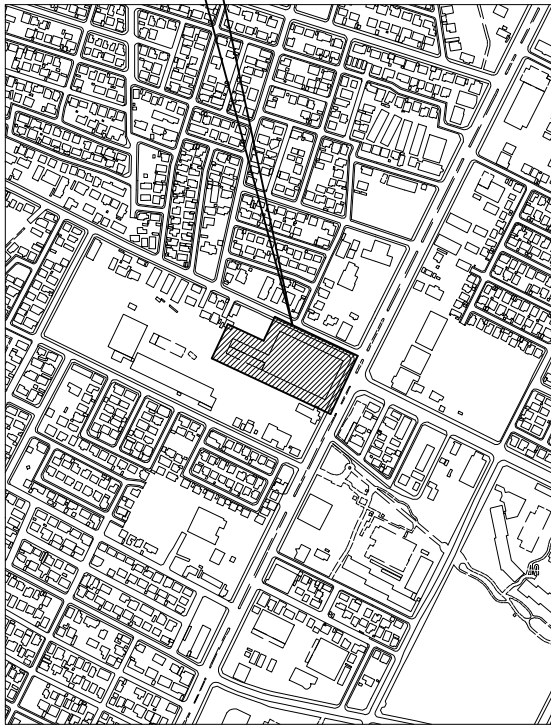
芝生に変更

車道舗装

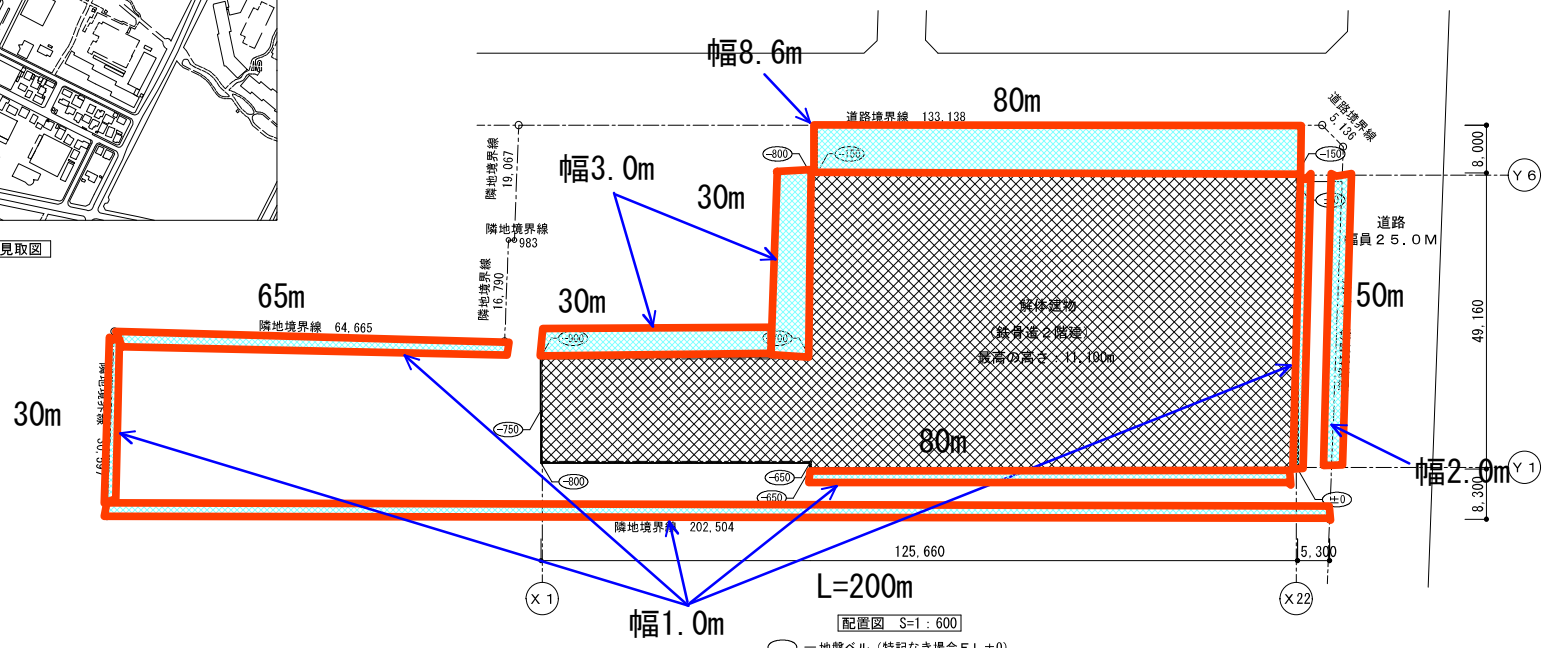
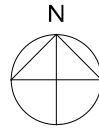
コンクリート



札幌市清田区北野4条5丁目4番50号



付近見取図



$$(688+180+65+30+200+80+50+100)=1,393\text{m}^2$$

課長	係長	係

## 本局庁舎前庭等管理業務委託報告書

場 所：交通局本局庁舎敷地内  
北野倉庫敷地内

日 付	令和 年 月 日 ( )	天 候	
作 業 内 容			
特 記 事 項			

業務主任等氏名

印

現場代理人等氏名

印

※ この報告書は、業務終了後速やかに提出すること。

## 業務着手届

年 月 日

(あて先)

札幌市交通事業管理者

交通局長 中田 雅幸 様

受託者 住所  
名称  
代表者

印

業務名 \_\_\_\_\_ 本局庁舎前庭等管理業務 \_\_\_\_\_

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。





# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

## 2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局